B　**特定個人情報の提供**（番号法第22条、番号法施行令第28条）

情報提供者は、番号法第19条第７号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第２項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければならない（番号法第22条第１項）。具体的には、システム上でのやり取りとなることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。

また、同法第22条第１項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第２項の規定により当該書面の提出があったものとみなされることから、当該書面を提出すべき者は、当該書面を提出する必要がなくなる。

＊　児童扶養手当の支給を受けるには、所得証明書の提出が必要であるが（児童扶養手当法施行規則第１条第７号）、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報の提供が行われる場合には、申請者は所得証明書の提出義務を免除される。

2　**情報提供等の記録**（番号法第23条、番号法施行令第29条）

情報照会者及び情報提供者が、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を保存しなければならない事項として以下の場合があるが、具体的には、システム上で記録されることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。

a　情報照会者及び情報提供者は、番号法第19条第７号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に次に掲げる事項を記録し、当該記録を７年間保存しなければならない（番号法第23条第１項）。

一　情報照会者及び情報提供者の名称
二　提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
三　特定個人情報の項目
四　一から三までに掲げるもののほか、総務省令で定める事項

b　情報照会者及び情報提供者は、ａに規定する事項のほか、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、次に掲げる事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を７年間保存しなければならない（番号法第23条第２項）。

一　番号法第30条第１項の規定により、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に「本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）」を加えた「代理人」と読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
二　条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
三　番号法第30条第３項の規定により、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に任意代理人を加えた「代理人」と読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

なお、提供される特定個人情報ではない情報提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。

c　総務大臣は、番号法第19条第７号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、ａ及びｂに規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を７年間保存しなければならない（番号法第23条第３項）。

d　情報提供等の記録に記録された特定個人情報については、番号法において、一般法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規定を全て適用除外としており、利用目的以外の目的のために利用することはできない（番号法第30条第１項又は第２項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第８条第１項及び適用除外とされる同条第２項から第４項まで、番号法第30条第３項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第９条第１項及び適用除外とされる同条第２項から第４項まで、番号法第30条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第９条第１項）。

地方公共団体等が保有する情報提供等の記録については、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

3　**秘密の管理及び秘密保持義務**（番号法第24条、第25条）

a　総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（番号法第19条第７号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない（番号法第24条）。

b　情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない（番号法第25条）。

第４－３－(4)　収集・保管制限

（関係条文）
・番号法　第20条

●　**収集・保管の制限**（番号法第20条）

何人も、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人(注)の個人番号を含む特定個人情報を収集又は保管してはならない。

（注）番号法第15条及び第20条において、他人とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり、子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者の特定個人情報は、同法第19条各号のいずれかに該当しなくても、収集又は保管することができる。

A　**収集制限**

「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすること等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。

＊　市立図書館の利用カードとして個人番号カードを利用する場合において、図書の貸出し等は個人番号利用事務等ではないため、市立図書館の職員は、個人番号を利用してはならず、個人番号をコピーしてはならない。

＊　甲市役所の職員は、個人番号利用事務以外の業務において、申請者から、本人確認書類として個人番号カードを示された場合、同カードを利用して本人確認することができるが、同カードに記載された個人番号を書き写す又は個人番号カードの個人番号が記載された部分をコピーする等により個人番号を収集し、それをファイルに編綴して、執務室内に保管してはならない。